

メタアルデヒドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成28年11月16日～平成28年12月15日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>【意見1】 文字数制限のため2分割して投稿する。</p> <p>(意見1) 厚労省が設定した現行のメタアルデヒドの食品別残留基準の資料では、TMDI総量は、国民平均298.7、幼小児163.7、妊婦234.7、高齢者313.2μg/人/日であり、貴委員会の農薬評価書における推定摂取量は、上の区分に対応して、102、51.0、79.7、107μg/人/日である。残留基準は、残留実態を反映させ、もっと低く設定するよう厚労省に申し入れられたい。</p> <p>[理由] 1、厚労省の残留基準設定に関する資料によると、米(残留基準1ppm)の総TMDIへの寄与率が一番大きく、キャベツ(3ppm)、レタス(3ppm)がこれに続いている。 2、メタアルデヒドによるラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験で、メスで肝細胞腺腫が増加している。非遺伝毒性メカニズムと考えられているが、他の発がん性物質、放射能の影響が不明で</p>	<p>【回答1】</p> <p>(意見1について) 食品安全委員会は、メタアルデヒドにおける肝細胞腺腫の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難いことから、評価に当たり閾値を設定できると考えました。</p> <p>また、一日摂取許容量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の設定に当たっては、ヒトの個体差も考慮されており、これらに基づく適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。</p> <p>今後、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を踏まえ、厚生労働省において必要に応じて残留基準値の検討がなされるものと考えられます。ご指摘いただいた事項については厚生労働省に情報提供いたします。</p>

あり、がん患者への影響もわからないため、このような物質の摂取は出来る限り減らすべきである。そのために、残留基準を低くすることは国民の安心・安全につながる。

(意見 2)

ARfD を欧米なみの 0.3 mg/kg 体重としているが、メタアルデヒドの代謝物のひとつに、アセトアルデヒドがあり、これを含め、再検討すべきである。

[理由]

酒に弱いヒトは、エタノールの代謝物アセトアルデヒドの分解能が低いとされている。

(意見 2 について)

食品安全委員会は、ARfD の設定に当たっては、考慮すべき代謝物/分解物については、「農薬の食品健康影響評価における暴露評価対象物質に関する考え方」(平成 25 年 6 月 27 日農薬専門調査会決定)に基づき検討しています。

アセトアルデヒドについては、植物体内運命試験において検出されなかったことから考慮する必要がないと判断しました。また、動物体内運命試験において、血漿中でアセトアルデヒドが検出されていることから、メタアルデヒドを用いた毒性試験成績において、アセトアルデヒドによる影響も含まれていると考えられます。

ARfD の設定に当たっては、人種、健康、生活状況、年齢等のあらゆる人の個人差を考慮して安全係数を設定しています。

※頂いたものをそのまま掲載しています。